

ひとつしかない命を守り、夜間宿所・炊き出しを無くすために

毎月12万円の安定収入がない人は、生活保護申請を・・・

生活保護は「現在地保護」ですから、

住民票のある所とは限りません

今の日本政府の統治圏内では、東日本大震災の被災者や失業・不安定雇用、高齢化が原因で、収入源を失うい、安定した住居を失った人が増えています。

しかし、大多数は、いまだ、安定した住居を確保し、毎日の生活の基盤としています。

夜間宿所利用や公園・路上・センター周辺での寝起きは、例外的な生活形態です。勿論、それぞれの事情や考えがあつてのことですから、善悪・優劣を言っているわけではありません。

ただ、一般的な生活形態と離れているということは、一般的な生命維持の生活形態とも離れていると、言えるのではないのでしょうか。

世の中の多数と同調した生き方が、望ましいもの代とは思いませんが、衣食住・医療に関しては、その時代時代の平均水準が、総ての人に保障されるべきだと思います。(世界レベルの話でなく、日本政府の統治圏内の話をしていきます。)

生活保護制度は、現代日本における平均的な生活水準より、やや下回った生活が維持できる収入を保障するものです(在留資格により外国人も含まれます)。

日本は、法治国家であるとされています。しかし、黙って寝ていて守られるということではありません。法制度に基づいて、請求行動を起こす必要があります。

衣食住・医療確保の行動は、生活保護申請です。勿論、確実な収入が、今日明日にでも働くことによつて、確実に得られる見込みのある人は別です。

そうでなく、輪番就労やアルミ缶集めなどで、どう努力しても、毎月12万円の収入が得られない人は、生活保護申請をすべきです。

「俺の命一つ、なんてことないさ。どこで寝ようと、何食べようと、所詮人間、死ぬときや死ぬさ。今更、役所でぐずぐず言われ、気をつかうより、このままがなんぼキラクか。マア、救急車に乗ったときに考える」

ではありますが、本当に、「キラク」ですか、「気楽」と「あきらめ」や「成り行き任せ」は違うのではないのでしょうか。人生は川の流れ、波のまにまにドンブラコ。でも、ギツチラコと流れに棹さず船頭にもなれるという考え方もありでは？

しこうそう かま さき (あいらん地域) の福祉相談窓口です。

やかんしゆくしりょう ただ りょう しゅうへん こうえん のじゆく かりご やせいかつ せいかつ
夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

しりつこうせいそうだんしょ しこうそう かまがさき ちいき ない かんしゆくりょうしゃ やかんしゆくしりょうしゃ ちくない のじゆく
市立更生相談所(市更相)は、釜ヶ崎(あいらん地域)内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

やくしよ かんかつ なわぼ しこうそう まどぐち てんのうじこうえん ね てんのうじくやくしよ そうだん
役所は管轄(縄張り)にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

さいてい そうだん い まえ ぼん やかんしゆくしよ しゅうへん さんおう たいし しこうそうしゅうへん ねと
最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

おおさか しりつこうせいそうだんしょ
大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

からだ ちょうし わる ひと いしゃ しょうかい たいがい いりょう がんか しか びょうき
体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護(入院保護)とすることとなります。

2) 施設相談

にち さんしょくふ ろつ からだ ちょうし ととの ひと さんとくりょう せいかつ りょう そうだん くだ
2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。
さいきん りょうしゃ すく ことわ すく いりょう じゅしん あと いりょう そうだんしつ そう
最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。
しこうそう せいかつ しょうかいじょう も さんとくりょう うけつけ い せいかつ ほ ごほうがい えんじよ
市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

にち ちょうき しせつ はい たいりよく かいふく かど いんしゅ いぞん わる せいかつしゅうかん かいぜん
2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮(生活保護施設)への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

じゅうきよ ひと か せいかつ ほ ご なか きょたく ほ ご しんせい
住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。
ばあい いりょうそうだん しせつ そうだん きょたく ほ ご そうだん しょくいん つた ひつよう
この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。
おおさかし せいかついこうしえんじぎょう じゅうきよ ひと じゅうきよ さが あいだ せいかつ ひ しきゅう
大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

ちゅうき しききん ちんたいじゅうたく はい ひと にゅうきよ ひ けいやくしよ も たんとう く
注記: 敷金のいらない賃貸住宅(マンション・アパート)に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。保護費が下りるまでの生活費のメドを立てておく必要があります。